

## 口頭指導に関する実施要綱

平成 11 年 9 月 29 日西消局通達第 5 号 [制定]

平成 14 年 12 月 25 日西消局通達第 4 号 [第 1 次改正]

平成 24 年 3 月 27 日西消局通達第 21 号 [第 2 次改正]

平成 29 年 4 月 1 日西消局通達第 2 号 [第 3 次改正]

平成 30 年 8 月 29 日西消局通達第 2 号 [第 4 次改正]

### (目的)

第 1 条 この要綱は、口頭指導について、標準的な実施方法等について必要な事項を定め、もって救命効果の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における定義は、次のとおりとする。

- (1) 口頭指導とは、救急要請受信時に、消防機関が救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うことをいう。
- (2) 口頭指導員とは、119番通報を受ける等の指令業務に従事している者のうち、救急救命士、救急隊員又は応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号）に基づく応急手当指導員の資格を有する消防職員をいう。
- (3) 応急手当実施者とは、口頭指導員により口頭指導を受け傷病者に対し応急手当を施行する者（口頭指導員の口頭指導を施行者に伝える者も含む。）をいう。

### (口頭指導の指導項目)

第 3 条 口頭指導を行う指導項目は次のとおりとし、別表第 1 から別表第 8 に定める口頭指導導入要領及び口頭指導手順に基づき実施するものとする。

- (1) 心肺蘇生法
- (2) 気道異物除去法
- (3) 止血法
- (4) 熱傷手当
- (5) 指趾切断手当
- (6) 熱性けいれんの手当
- (7) エピペン対応

### (口頭指導の実施要領)

第 4 条 口頭指導に当っては、応急手当実施者が極度に焦燥し、冷静さを失っていることが予想されることから、口頭指導員が次の要件を満たしていると判断した場合に実施するものとする。

- (1) 救急要請内容から応急手当が必要と判断され、効果が期待できるとき。
- (2) 口頭指導で通報者側が対応できると判断できるとき。
- (3) 口頭指導することにより症状の悪化を生じないと判断できるとき。

2 口頭指導員は、既に救急車が向っている旨を伝えるなど通報者に安心感を持たせると

ともに、原則として別表第1の口頭指導導入要領に従い、通報者から必要な事項を迅速かつ的確に聴取するものとする。

3 口頭指導は原則として別表第2から別表第8までの口頭指導手順に従って実施するものとする。ただし、口頭指導によって症状の改善が期待できると判断した場合は、指導項目以外の処置についても口頭指導を実施できるものとする。

4 口頭指導実施上の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 通報者に対して口頭指導を実施すべき事案であると判断した場合は、各口頭指導手順に従って、速やかに指導を行うものとする。

(2) 通報者に対して口頭指導を実施する場合は、感染防止上の留意事項についても配慮するものとする。

(3) 通報者に対して口頭指導を実施した場合は、出動中の救急隊に対し可能な限りその内容について伝達するものとする。

(4) 通報者に対して口頭指導を実施する場合は、口頭指導によって救急隊の出動指令が遅延することのないように行うものとする。

(口頭指導に係る記録)

第5条 口頭指導員は、口頭指導を行った場合、口頭指導を行った年月日、時刻、口頭指導員名、応急手当実施者、指導項目及び指導内容並びにその口頭指導による応急手当の実施又は不実施の現場状況、傷病者の予後等について、該当救急隊等に確認し記録しておくものとする。

(口頭指導に係る事後検証)

第6条 口頭指導員は、阪神・丹波地域メディカルコントロール協議会事後検証委員会において、口頭指導に係る検証が必要とされた事案の口頭指導内容等について、必要に応じ事後検証委員による事後検証を受けるものとする。

2 口頭指導員は、前項に該当する事案について事後検証を受ける場合、口頭指導記録表(様式第1号)に必要事項を記入し、阪神・丹波地域メディカルコントロール協議会事後検証委員会事務局に提出するものとする。

(口頭指導に係る救急研修)

第7条 指令課長は、口頭指導員の指導能力及び技術の向上を図るため、別表第9に定める口頭指導に係る救急研修項目に基づき、口頭指導員の中から、救急救命士の資格を有する者を講師として指名し、口頭指導に係る救急研修を実施させるものとする。

2 担当講師は、口頭指導に係る救急研修を実施した場合、口頭指導に係る救急研修実施結果報告書(様式第2号)により、指令課長に実施結果を報告するものとする。

(地域メディカルコントロール協議会との連携)

第8条 指令課長は、口頭指導及び通信指令員の教育に係る事項に関し、阪神・丹波地域メディカルコントロール協議会と緊密に連携するものとする。

(指導項目等の研究)

第9条 口頭指導員は、指導項目、指導手順、指導方法の研究等を行い、常に口頭指導の高度化に努めるものとする。

(統計)

第10条 指令課長は、月ごとの口頭指導実施状況を口頭指導件数一覧表（様式第3号）により整理させ、把握しておくものとする。

付 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年12月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令達の日から実施する。